

奈良県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 榛原菟田野御杖線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
3 1	宇陀郡御杖村大字 桃俣二四四二番一 先から 宇陀郡御杖村大字 桃俣一七八番先ま で	前	三・四 、 八・四	四〇〇・〇	芳野橋LⅡ 二九・四m
	宇陀郡御杖村大字 桃俣二四四二番一 先から 宇陀郡御杖村大字 桃俣六二番一先ま で	後	九・〇 、 三八・〇	四六〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始日時

平成二十九年三月十八日午後一時十五分